

理事会運営規程

2017年2月27日制定

2020年12月1日改正

2021年4月1日改正

2022年4月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人新潟ろうきん福祉財団（以下「財団」という。）の理事会運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集

(開催)

第2条 理事会は、原則として3か月に1回の頻度で開催することとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、臨時に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 各理事（理事長および次条により理事会を招集することができることとなる理事を除く。）から会議の目的である事項を記載した書面を提出して、召集の請求があった場合。

(招集者)

第3条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項等(議題)を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 理事改選後、最初に開催する理事会については出席者全員の同意を得て、開催することとする。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。なお、理事長が認めた場合は、テレビ会議や電話等の電磁的方法により参加することができる。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合代表理事、業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

- 2 第2条第2項第2号の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならず、また必要があるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第9条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第10条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。
- 3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第11条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配付)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

財団の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

理事長及び専務理事の選定・解職

評議員会の開催日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

重要な財産の処分及び譲受

多額の借入

重要な使用人の選任・解任

従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

内部管理体制の整備

事業計画書及び収支予算書の承認

事業報告及び計算書類等の承認
理事会に権限のある規程及び規則の改廃並びに制定
その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

以下の規定の制定、変更及び廃止

イ 理事の職務権限規程

ロ 情報公開規程

ハ その他必要な事項に係る規程

理事長、専務理事の選定・解職

その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

重要な事業その他にかかる訴訟の処理

その他理事会が必要と認める事項

(事業運営会議の設置)

第 15 条 理事会は、代表理事の業務執行の適正を期するため「事業運営会議」を設置する。

2 理事会は必要事項について「事業運営会議」に権限を委任することができる。

3 同会議の運営については、別途「事業運営会議規程」を定める。

(報告事項)

第 16 条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が利益相反等に該当する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 17 条 理事会の事務局事務は、事務局長がこれを行う。

第6章 雑 則

(改 廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2022年4月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
定款第29条第2項の規定による理事長以外の理事の請求を受けた招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 6 議長及び監事は、議事録に署名押印する。